

企 画 提 案 仕 様 書 (案)

1 業務名

令和7年度希少野生生物保護推進事業委託業務

2 目的

沖縄県には多くの希少野生動植物が生息・生育しているが、近年、開発行為による生息地及び生育地の消失又は減少並びに営利目的による採取等の人為的な影響により、希少野生動植物が減少している。また、県外や県内の他の島から持ち込まれた外来種が、生態系に影響を及ぼしている。

全国レベルで絶滅のおそれのある野生動植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護が図られているが、県内の希少野生動植物のうち、同法律による保護の対象となっていない野生動植物についても、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、その保護を図る必要がある。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物以外の外来種であって、県内の希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについても規制や対策を講じる必要がある。

そのため、県では、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）を制定し、これまでに指定希少野生動植物種（以下「指定希少種」という。）を47種、指定外来種を9種指定し、希少野生動植物の保護を図っている。

本事業では、条例の趣旨等に照らし、希少野生動植物の保護に関する施策の推進のため、生息・生育状況のモニタリングや保護対策の検討を目的とする。

3 業務の履行期間

令和7年度～令和8年度（約2年間）

ただし、令和8年度の委託業務については、前年度実績をもとに判断する。また、県議会での令和8年度の沖縄県当初予算の成立を前提としており、2年間の事業を保証するものではない。

令和7年度の履行期間は、契約を締結した日から令和8年3月19日までとする。

4 業務内容

(1) 業務実施計画書等の作成

業務目的を達成するため沖縄県環境部自然保護課（以下「県」という。）と協議の上、業務実施計画書及び安全管理計画書を作成すること。

(2) 指定希少種及び指定候補種の生息・生育状況の調査

指定種又は指定希少種の候補となりえる種の内、5種以上について、県内における生息・生育状況の調査を行うこと。調査地の設定や調査の方法については、前年度実施状況や専門家等の意見を踏まえ、県と協議すること。

(3) 指定希少種の保護について

生息・生育環境の悪化や外来種の影響等により、指定希少種の存続に関わる著しい影響が生じるおそれがある、又は生じている場合は、県に報告するものとし、その対応について指示を受けること。

(4) 新たな指定希少種及び指定外来種の指定について

ア (2)の調査結果や専門家等の意見、各種調査結果報告等を踏まえ、新たに指定が必要な希少野生動植物種があるか検討すること。

イ 国の生態系被害防止外来種リストや沖縄県対策外来種リスト、県外来種対策事業の調査結果、専門家等の意見を踏まえ、新たに指定が必要な外来種があるか検討すること。

(5) 指定希少野生動植物種の保護増殖事業の実施

- ア 令和6年度に策定した保護増殖事業計画（ナゴラン、オキナワヤマタカマイマイ、シラユキヤマタカマイマイ）に基づき、保護増殖事業を実施すること。
- イ 保護増殖事業の実施に当たっては、これまでに協力してきた飼育施設等と引き続き連携するとともに、必要に応じて、新たな飼育施設との協力を検討すること。
- ウ (2)の結果や専門家等へのヒアリングにより、新たに保護増殖が必要な種があるか検討すること。
- エ ナゴランワーキンググループ会議の開催
ナゴランについては、自然生育地における生育環境の維持・管理が重要であることから、ナゴラン関係者連絡会議を年1回以上開催し、行政機関を含む地域の理解を促すとともに、保全に向け地域と連携した取組の検討を行うこと。

(6) 検討委員会の開催

- ア 本事業を効率的・効果的に進めるため、9名程度の有識者で構成される希少野生生物保護推進事業検討委員会を設置し、指定希少種の保護、指定外来種の対策、新たな指定に向けた種の検討、事業の推進体制、事業効果等について検討し、助言を受けるものとする。
- イ 検討委員会は年2回以上開催すること。

(7) 条例や指定種等に関する情報発信

- ア 県民の希少野生動植物の保護に対する意識の向上を図るため、条例の内容や指定種等をまとめたパンフレット等を1,000部以上作成し、関係機関等に配布すること。
- イ 普及啓発のためイベント等を開催あるいは関連イベントへの出展を1回以上行うこと。
- ウ 令和2年度に作成した指定種識別ハンドブックを更新すること。
- エ 市町村等からの条例に関する問合せ等に対応し、その内容を県に報告するとともに、希少種の保護に関する適切な対応について助言すること。

(8) 自由提案

その他、本事業の目的を達成するための取組を提案すること。

5 業務進捗状況及び打合せ

業務内容や進捗状況等に関し、県担当者と定期的（2か月に1回程度）に打合せを実施するとともに、必要に応じ、随時調整を行うこと。

6 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い当区別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

- (ア) 契約金額の50%を超える業務
- (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- (ウ) 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでは

ない。

- (ア) 資料の収集・整理
- (イ) 複写・印刷・製本
- (ウ) 原稿・データの入力及び集計

7 成果品

成果品として、以下のものを納品する。

- (1) 委託業務報告書（モニタリングデータ、委員会資料を含む。A4。）：5部
- (2) 委託業務報告書（公開用）（モニタリングデータ、委員会資料を含まない。委員会関係は議事概要のみ添付。）：5部
- (3) 委託業務報告書（配布用）（モニタリングデータを含む。）：検討委員会構成委員の人数分
- (4) 上記(1)～(3)の電子データを収納したCD-ROM等電子媒体：2部

8 著作権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の遂行に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用を持って処理することとする。

9 一般管理費の取扱いについて

- (1) 本事業の委託契約における一般管理は、以下のとおり定めることとする。
一般管理費：（直接人件費＋直接経費－再委託費）の10%を上限
※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
- (2) 受託者独自の規定又は業種特有の理由等により、(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。

10 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び受託者で協議の上決定する。
- (4) 業務遂行にあたり、必要となる各種許可について、関係法令等を確認し、事前に手続きを行うこと。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (6) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。

11 留意事項

- (1) 委託業務の経理
ア 委託事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。

- イ 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に
残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。
- ウ 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支
出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- エ 労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。ただし、人件費を
「設計業務委託等技術者単価」等の公的資料により設定した場合は、賃金台帳の提出は不要と
する。
- オ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日
の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておく
こと。
- カ 事業実施にあたって、備品（10万円以上の物品）及び1万円以上の図書を購入する場合は
、事前に担当職員と協議するものとする。また、納品日から10日以内に、県に購入報告を行
うものとする。
- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は
沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問する
ことができるものとする。
- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合が
ある。